

新宿区第三次男女共同参画推進計画

平成30（2018）年度～令和5（2023）年度

令和2年度見直し
(案)

令和3（2021）年3月

新宿区

目次（ページの記載は最終段階で行います）

第1 見直しの基本的な考え方

1 見直しの趣旨

2 見直しにあたっての課題等

- (1) LGBT等性的マイノリティの理解の促進
- (2) 柔軟な働き方ができる環境の整備促進
- (3) 配偶者等からの暴力の防止に関する理解の促進、相談支援体制の周知

第2 計画の体系と事業一覧

第3 計画の見直し内容

- 事業1 男女共同参画を推進するための講座の実施
- 事業6 性自認や性的指向等についての意識啓発の促進
- 事業8-2 庁内での取組推進、職員の意識啓発
- 事業9 広報や情報誌などを通じた男女平等の意識啓発
- 事業16 外国人への支援と交流
- 事業19 若い世代に向けた意識啓発
- 事業20 男性に向けた意識啓発
- 事業26 女性の健康支援
- 事業27 メンタルヘルスの普及啓発とストレスマネジメント（こころの健康づくり）
- 事業29 ワーク・ライフ・バランスセミナー、勉強会の開催
- 事業31 ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定
- 事業33 ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰
- 事業36 地域活動への参加の促進
- 事業39 区職員に対するハラスメント防止体制の強化
- 事業40 着実な保育所待機児童対策の推進
- 事業41 放課後の居場所の充実
- 事業42 子どもから若者までの切れ目ない支援の充実
- 事業43 地域における子育て支援サービスの推進
- 事業47 ファミリーサポート事業の推進
- 事業48 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実
- 事業50 在宅子育てサービスの充実
- 事業53 介護保険サービスの基盤整備
- 事業54 女性の就職・再就職の支援
- 事業58 区の審議会における女性委員の割合
- 事業62 スマートワーキングの実現
- 事業64 女性の視点を取り入れた避難所の運営
- 事業72 「女性の人権」に関する意識の向上
- 事業73 配偶者等からの暴力の防止に関する理解の促進
- 事業74 若年層に向けたDV防止啓発の実施
- 事業78-2 DVに関する専門相談の周知
- 事業79 DVの早期発見・支援のための相談窓口の連携強化

参考

検討経過

新宿区男女共同参画推進会議委員名簿（第9期）

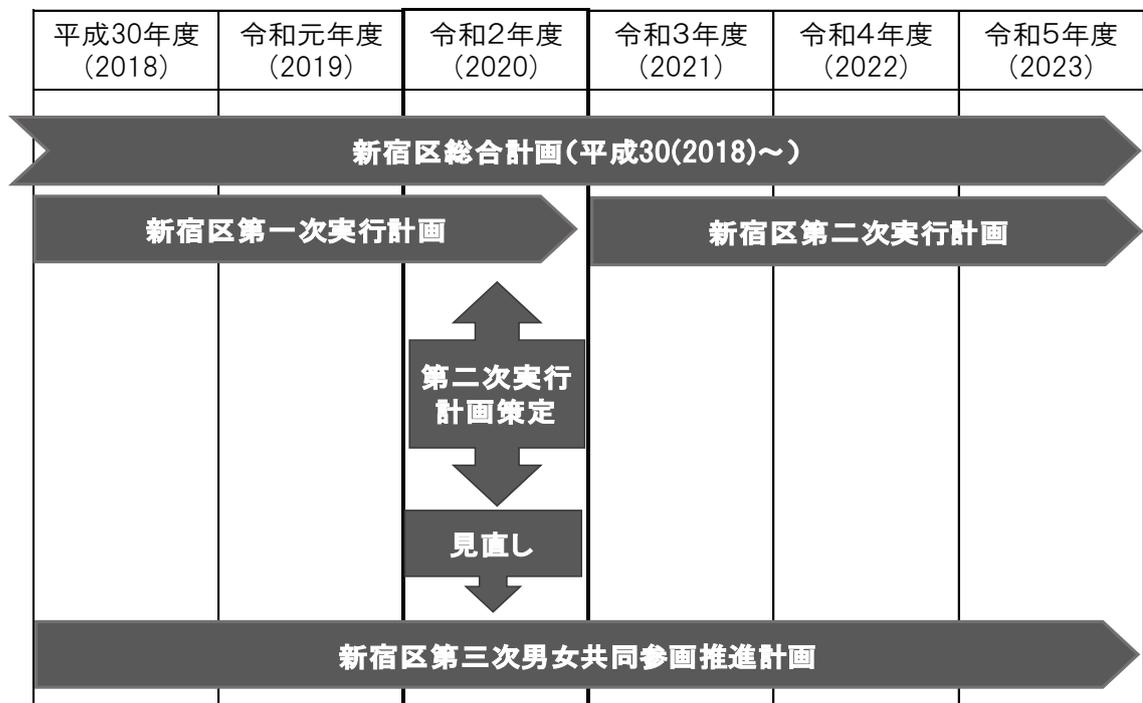
第1 見直しの基本的な考え方

1 見直しの趣旨

新宿区では、平成30（2018）年度から令和5（2023）年度までの6年間の計画期間とする「新宿区第三次男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施しています。

この計画では、計画の円滑な推進のために、「新宿区第一次実行計画」期間の終了や社会経済状況の変化等を考慮し、計画期間の3年目を迎える令和2年度を目途に計画の見直しを行うこととしています。

今回は、この方針に基づいて、計画策定時以降の社会経済状況の変化等を踏まえながら、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までを計画期間とする「新宿区第二次実行計画」との整合性を確保するため見直しを行うものです。



2 見直しに当たっての課題等

見直しに当たっては、計画策定以降の社会経済状況の変化等に伴う以下の課題等を踏まえるとともに、第二次実行計画その他の計画との整合性を確保する観点から、事業内容や指標の見直しを行いました。特に、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、テレワークの導入等ワーク・ライフ・バランスの推進に関する内容や配偶者等からの暴力（DV）の防止に関する内容を重点的に見直しました。

また、各施策の手法については、「新たな日常」（感染症拡大防止と地域の社会経済活動の両立を維持した日常）に照らし、従来の手法に加え情報通信技術（ICT）を活用する等、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じた内容としました。

(1) LGBT等性的マイノリティの理解の促進

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の大会ビジョン*では、「多様性と調和」を基本コンセプトの一つに掲げ、「性別」、「性的指向」についてその違いを認め合うことが取り上げられています。平成30年10月に「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」が制定され、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発などの推進を図ることが明記されました。この目的を達成するために、令和元年12月には「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」が策定されました。

また、令和元年度に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」が改正され、同法に基づく職場におけるパワーハラスメントに関する指針において、性的指向・性自認に関する侮辱的な言動等を行うことなどが職場におけるパワーハラスメントに該当する例として明記されました。

計画の見直しに当たっては、こうした社会的な関心の高まりや社会の動きを受け、多様な性の理解促進や庁内での取組みの推進に関する項目を強化していきます。

*2015年2月公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会「東京2020大会開催基本計画」

(2) 柔軟な働き方ができる環境の整備促進

令和元年度に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、セクシュアルハラスメント防止対策が強化されました。防止に関する国・事業主・労働者の責務が明確化され、セクシュアルハラスメントに関して相談した労働者に対して事業主が不利益な取扱いを行うことが禁止されました。また、一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、令和4年4月から常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大されることが示されました。

令和元年度から順次施行されている「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」においても、長時間労働の是正に関する事項が令和2年4月から中小企業に適用される等、企業の就業環境やワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）に向けた取組みは大きく変動しており、これまで当たり前とされていた働き方を大幅に見直しする時期が来ています。

加えて、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、テレワークや時差出勤等の柔軟な働き方が可能な環境の整備は、喫緊の課題となっています。

計画の見直しに当たっては、こうした法改正を踏まえ、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の見直しを検討するとともに、企業の新型コロナウイルス感染症対策への支援を行っていきます。

(3) 配偶者等からの暴力の防止に関する理解の促進、相談支援体制の周知

令和元年9月の内閣府男女共同参画局の発表では、配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は年々増加傾向にあり、全国ベースで平成30年度には約11万4千件の相談が発生しています。警察における配偶者からの暴力事案等の相談等の件数も増加しており、同じく平成30年度には約7万7千件で、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の施行後、最多の件数となっています。

令和元年度に「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、配偶者暴力相談支援センターが相互に連携すべき関係機関として児童相談所が明記され、DV被害者及び同伴児の保護対策において、児童虐待防止対策との連携強化をすることが示され

ました。

令和2年4月には内閣府特命担当大臣から国民に対して「新型コロナウイルス感染拡大に伴い、外出自粛や休業などが行われている中、生活不安・ストレスにより配偶者等からの暴力（DV）の増加や深刻化が懸念されています」とのメッセージが出されました。

DVは重大な人権侵害であり、許されない行為です。DVのない社会の実現を目指して、暴力を未然に防ぎ、被害者にも加害者にもならないよう、一人ひとりが暴力について正確に理解し、社会全体で取り組んでいく必要があります。

計画の見直しに当たっては、こうした認識の下、意識啓発に関する取組みを強化するとともに、コロナ禍における相談支援体制の周知や相談機関との連携の強化を図っていきます。

第2 計画の体系と事業一覧

※印は見直し対象事業をあらわします。

<ともみとめあう>

目標1 多様な生き方をみとめあう社会づくり

(1) 人権の尊重と男女共同参画を推進するために意識啓発を行います。	
①男女共同参画に向けた意識の形成	事業1 男女共同参画を推進するための講座の実施 ※ 事業2 男女平等・男女共同参画を目指した講演会の開催 ※ 事業3 男女共同参画に関する情報提供 事業4 小中学生に向けた意識啓発の推進 事業5 相談事業の充実
②多様な生き方への理解促進と支援	事業6 性自認や性的指向等についての意識啓発の推進 ※ 事業7 性自認や性的指向等にかかわる相談窓口の周知 事業8 NPO等との連携による支援の充実 事業8-2 庁内での取組推進、職員の意識啓発 ※
③メディアにおける性差別の防止	事業9 広報や情報誌等を通じた男女平等の意識啓発 ※ 事業10 男女平等の視点からの広報、出版物についての配慮 事業11 メディア・リテラシーの向上
④性の商品化の防止	事業12 性にかかわる相談体制の整備 事業13 売買春や性の商品化防止についての意識啓発の推進 事業14 売買春や性の商品化防止に取り組むNPOとの連携
⑤男女共同参画に関する調査・研究の充実	事業15 男女共同参画に関する意識調査の実施
⑥国際化への対応	事業16 外国人への支援と交流 ※ 事業17 外国人への情報提供 事業18 外国人相談窓口の運営
(2) 固定的な性別役割分担意識を解消します。	
①若い世代や男性に対する男女共同参画意識の啓発	事業19 若い世代に向けた意識啓発 ※ 事業20 男性に向けた意識啓発 ※
②固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発	事業21 多様な学習機会や情報の提供
(3) ライフステージに応じた健康支援を行います。	
①リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の普及啓発	事業22 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の普及啓発

	事業 23 不妊に関する情報提供
②男女の生涯にわたる健康づくり	事業 24 エイズ・性感染症の予防啓発 事業 25 健康相談、健康診査の実施 事業 26 女性の健康支援 ※
③こころの健康支援	事業 27 メンタルヘルスの普及啓発とストレスマネジメント(こころの健康づくり)※ 事業 28 身近に相談できる環境の整備

くともにささえあう>

目標2 ワーク・ライフ・バランスと働き方改革の推進

(1) 働き方に対する意識啓発を推進します。	
①多様で柔軟な働き方を推進する意識改革	事業 29 ワーク・ライフ・バランスセミナー、勉強会の開催 ※ 事業 30 ワーク・ライフ・バランスの普及啓発
(2) 仕事と家庭の両立のためのワーク・ライフ・バランスを推進します。	
①中小企業者を中心としたワーク・ライフ・バランスの推進	事業 31 ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定 ※ 事業 32 男性の育児・介護サポート企業応援事業 事業 33 ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰 ※ 事業 34 働き方による不利益を解消するためのしくみづくり 事業 35 ワーク・ライフ・バランス推進企業の経営支援
②区民一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの推進	事業 36 地域活動への参加の促進 ※ 事業 37 区民に対するハラスメント防止のための啓発・相談の強化
③区職員に対するワーク・ライフ・バランスの推進	事業 38 区職員のワーク・ライフ・バランス及び女性活躍の推進 事業 39 区職員に対するハラスメント防止体制の強化 ※
(3) 子育てや介護と仕事を両立できる支援を行います。	
① 子育てを行う家庭に対する支援	事業 40 着実な保育所待機児童対策の推進 ※ 事業 41 放課後の居場所の充実 ※ 事業 42 子どもから若者までの切れ目のない支援の充実 ※ 事業 43 地域における子育て支援サービスの推進 ※ 事業 44 身近に相談できる環境の整備 事業 45 一時保育など多様なサービスの充実 事業 46 病児・病後児保育の実施 事業 47 ファミリーサポート事業の推進 ※ 事業 48 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実 ※ 事業 49 子育て中の親に対する学習機会の充実 事業 50 在宅子育てサービスの充実 ※

②介護を行う家庭に対する支援
事業 51 性別役割分担意識の解消による介護の取組みの促進 事業 52 事業者に対する介護支援のための環境整備の促進 ※ 事業 53 介護保険サービスの基盤整備 ※

<ともにかがやく>

目標3 あらゆる場面における男女共同参画の推進

(1) 働く場における女性の活躍を推進します。
①女性の就職・再就職・起業等へのチャレンジ支援
事業 54 女性の就職・再就職の支援 ※ 事業 55 起業支援の充実 事業 56 女性の活躍推進企業サポート事業 事業 57 ひとり親家庭への支援
(2) 政策・方針決定過程における女性の活躍を推進します。
①女性の政策・方針決定過程への参画
事業 58 区の審議会等における女性委員の割合 ※ 事業 59 政策・方針決定過程への女性の参画に向けた意識啓発
②区職員における女性活躍の推進
事業 60 政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進 事業 61 職員のキャリア形成促進 事業 62 スマートワーキングの実現 ※
(3) 地域における男女共同参画を推進します。
①地域活動での男女共同参画の推進
事業 63 地域活動への参加の促進 事業 64 女性の視点を取り入れた避難所の運営 ※
②家庭・地域団体での男女共同参画の推進
事業 65 家庭・地域団体に対する多様な学習機会や情報の提供 事業 66 地域の人材育成支援
(4) 教育の場における男女共同参画を推進します。
①教育分野における男女共同参画の推進
事業 67 男女共同参画の視点からの教育活動の編成 事業 68 適切な進路指導の徹底
②教職員の男女共同参画の推進
事業 69 男女平等教育研修の充実 事業 70 女性教職員の管理職昇任選考等の受験奨励
③保護者への男女共同参画に関する情報の発信
事業 71 保護者への学習機会や情報の提供

<ともにおもいやる>

目標4 人権の尊重と配偶者等からの暴力のない社会の実現

(1) 配偶者等からの暴力の防止に向けた意識啓発と情報提供を行います。
①配偶者等からの暴力の防止に向けた取組みの推進

	<p>事業 72 「女性の人権」に関する意識の向上 ※</p> <p>事業 73 配偶者等からの暴力の防止に関する理解の促進 ※</p> <p>事業 74 若年層に向けたDV防止啓発の実施 ※</p>
	<p>②虐待等の暴力の防止に向けた取組みの推進</p> <p>事業 75 児童虐待やいじめの防止に向けた取組み</p> <p>事業 76 高齢者虐待防止に向けた取組み</p> <p>事業 77 障害者虐待防止に向けた取組み</p>
<p>(2) 被害者の相談体制を充実します。</p>	
	<p>①相談支援体制の充実</p> <p>事業 78 DVに関する専門相談</p> <p>事業 78-2 DVに関する専門相談の周知 ※</p> <p>事業 79 DVの早期発見・支援のための相談窓口の連携の強化 ※</p> <p>事業 80 女性への暴力に関する相談体制の整備</p>
	<p>②外国人被害者への対応</p> <p>事業 81 外国人被害者への対応</p>
<p>(3) 被害者の安全確保と自立のための支援を行います。</p>	
	<p>①被害者の安全確保</p> <p>事業 82 女性・母子等の緊急一時保護</p>
	<p>②被害者の自立に向けた支援</p> <p>事業 83 自立支援に向けた連携</p> <p>事業 84 民間団体・NPO等との連携</p>
<p>(4) 配偶者等からの暴力の防止に向けた推進体制を充実します。</p>	
	<p>①庁内体制の整備</p> <p>事業 85 配偶者暴力相談支援センター事業の実施体制の検証及び充実</p>
	<p>②関係機関との連携強化</p> <p>事業 86 警察・東京都配偶者暴力相談支援センター等との連携の強化</p>
	<p>③国・都への要望と広域対応に必要な連携の強化</p> <p>事業 87 国・都への要望と連携の強化</p>

〈ともにすすめる〉

目標 5 協働により計画を推進するための体制づくり

<p>(1) 区民や事業者、NPO等の参加により男女共同参画を推進します。</p>	
	<p>①区民参画による男女共同参画の推進</p> <p>事業 88 男女共同参画推進会議の運営</p>
	<p>②事業者やNPO等との協働による男女共同参画の推進</p> <p>事業 89 しんじゅく女性団体会議等の運営</p>
<p>(2) 庁内における計画の推進体制を充実します。</p>	
	<p>①庁内での計画推進体制の推進</p> <p>事業 90 男女共同参画行政推進連絡会議の運営</p> <p>(再掲)事業 38 区職員のワーク・ライフ・バランス及び女性活躍の推進</p> <p>(再掲)事業 39 区職員に対するハラスメント防止体制の強化</p> <p>(再掲)事業 60 政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進</p>

	(再掲)事業 61 職員のキャリア形成促進 (再掲)事業 62 スマートワーキングの実現 (再掲)事業 70 女性教職員の管理職昇任選考等の受験奨励
	②計画の進捗状況管理と見直し 事業 91 男女共同参画の着実な推進
(3) 国・都と連携して、男女共同参画を進めます。	
	①国・都への要望と連携の強化 事業 92 国・東京都への要望と連携の強化

第3 計画の見直し内容

見直しを行った事業について以下に記載します。

見直し内容欄の

☆印は、第二次実行計画の策定に合わせて見直しを行った内容です。

◎印は、新たに計画に計上した内容です。

※印は、新型コロナウイルスに関連して取組みを行った内容です。

目標1 多様な生き方をみとめあう社会づくり

(1) 人権の尊重と男女共同参画を推進するために意識啓発を行います。

①男女共同参画に向けた意識の形成

事業1 男女共同参画を推進するための講座の実施

見直し内容			担当課
※男女共同参画を推進するための啓発講座を実施します。 <u>開催に当たっては、オンラインを積極的に活用し、区民等が参加しやすい体制を整えます（下線部分の追加）</u>			男女共同参画課
主な指標について、5年度目標を設定します。			
主な指標	2年度末の現況 (予定)	5年度目標	年度目標
講座の満足度	—	80%	対前年度増

事業2 男女平等・男女共同参画を目指した講演会の開催

見直し内容	担当課
※家庭や職場における性別役割分担意識を見直す動きにつなげていくため、区民との協働により男女平等・男女共同参画社会を目指すための講演会やフォーラムなどの催しを開催します。 <u>開催に当たっては、オンラインを積極的に活用し、区民等が参加しやすい体制を整えます（下線部分の追加）</u>	男女共同参画課

② 多様な生き方への理解促進と支援

事業6 性自認や性的指向等についての意識啓発の推進	
見直し内容	担当課
※情報誌や講座等を通じて、性自認や性的指向等についての意識啓発を行います。 <u>講座等の開催に当たっては、オンラインを積極的に活用し、区民等が参加しやすい体制を整えます（下線部分の追加）</u>	男女共同参画課
情報誌や講座、 <u>ホームページ等</u> を通じて、性自認や性的指向等についての意識啓発を行います。（下線部分の追加）	
調整中（区民等に向けた意識啓発に関する取組）	
◎中学2年生に配布する男女共同参画啓発誌を通じて、性自認や性的指向等についての意識啓発を行います。	

事業8-2 庁内での取組推進、職員の意識啓発（新規）	
見直し内容	担当課
◎窓口対応や行政サービスの実施にあたり、性自認や性的指向に関する相談や対応等の状況を調査し、庁内で情報共有を図っていきます。また、調査結果を公表し、区の実施を周知します。	男女共同参画課
◎庁内の関係各課と連携し、取組を進めていくための連絡会議を設置します。	
調整中（職員の理解促進に向けた取組）	
◎性自認や性的指向に関して、職員研修等の取組を行います。	人材育成等担当課 男女共同参画課

③ メディアにおける性差別の防止

事業9 広報や情報誌等を通じた男女平等の意識啓発			
見直し内容			担当課
主な指標について、5年度目標を設定します。			男女共同参画課
主な指標	2年度末の現況（予定）	5年度目標	年度目標
性別役割分担意識に反対する人の割合（区政モニターアンケート）	62.5% ※元年度実績	65%	対前年度増

⑥ 国際化への対応

事業 16 外国人への支援と交流			
見直し内容			担当課
☆主な指標について、5年度目標を設定します。			多文化共生推進課
主な指標	2年度末の現況 (予定)	5年度目標	年度目標
ネットワーク構築のための多文化共生連絡会の参加団体数	122	131	対前年度増

(2) 固定的な性別役割分担意識を解消します。

① 若い世代や男性に対する男女共同参画意識の啓発

事業 19 若い世代に向けた意識啓発			
見直し内容			担当課
調整中（新たな日常を踏まえた若者のつどいの開催について）			男女共同参画課
主な指標について、5年度目標を設定します。			
主な指標	2年度末の現況 (予定)	5年度目標	年度目標
若者対象講座の満足度	—	80%	対前年度増
若者のつどいの開催	年1回 ※元年度実績	年1回	1回

事業 20 男性に向けた意識啓発			
見直し内容			担当課
※男性に対して性別による固定的な役割分担意識をなくし、男女共同参画の意識を持てるよう、学習の機会や情報提供を通し、継続的な意識啓発を行います。 <u>開催に当たっては、オンラインを積極的に活用し、区民等が参加しやすい体制を整えます（下線部分の追加）</u>			男女共同参画課
主な指標について、5年度目標を設定します。			
主な指標	2年度末の現況 (予定)	5年度目標	年度目標
男性対象講座の満足度	—	80%	対前年度増

(3) ライフステージに応じた健康支援を行います。

② 男女の生涯にわたる健康づくり

事業 26 女性の健康支援			
見直し内容			担当課
主な指標について、5年度目標を設定します。			四谷保健センター
主な指標	2年度末の現況 (予定)	5年度目標	年度目標
女性の健康支援センターの認知度	15% ※元年度実績	20%	—
女性の健康づくりサポーターの活動回数	年6回	年10回	—
女性の健康支援センターの利用者数	530人	1,500人	—

③ こころの健康支援

事業 27 メンタルヘルスの普及啓発とストレスマネジメント（こころの健康づくり）			
見直し内容			担当課
主な指標について、5年度目標を設定します。			保健予防課
主な指標	2年度末の現況 (予定)	5年度目標	年度目標
睡眠で十分な休養がとれていない人の割合	23.8%	23.0%	—

目標2 ワーク・ライフ・バランスと働き方改革の推進

(1) 働き方に対する意識啓発を推進します。

① 多様で柔軟な働き方を推進する意識改革

事業29 ワーク・ライフ・バランスセミナー、勉強会の開催（事業34（再掲）も同じ）			
見直し内容			担当課
☆セミナーや勉強会については、テレワークや時差出勤の整備等、新型コロナウイルスに関連して企業が必要としている内容を重点的に実施して※いきます。また、オンラインを積極的に活用し、企業が受講しやすい体制を整えます。			男女共同参画課
☆主な指標について、5年度目標を設定します。			
主な指標	2年度末の現況 (予定)	5年度目標	年度目標
ワーク・ライフ・バランスセミナー、勉強会の開催	年6回（各3回）	年6回（各3回）	6回

(2) 仕事と家庭の両立のためのワーク・ライフ・バランスを推進します。

① 中小企業者を中心としたワーク・ライフ・バランスの推進

事業31 ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定			
見直し内容			担当課
☆近年の働き方に関連する法改正や新型コロナウイルスの感染拡大等の状況を踏まえ、ワーク・ライフバランス推進企業認定制度の見直しを検討※し、効果的に企業支援を行う体制を構築していきます。			男女共同参画課
☆ワーク・ライフ・バランス推進認定企業に専門的な助言を行うコンサルタントを派遣し、取組みを支援します。特に中小企業へのテレワークの※導入等新型コロナウイルス対策に関連する派遣については、派遣回数の上限を緩和し、より重点的に支援します。			
☆主な指標について、5年度目標を設定します。			
主な指標	2年度末の現況 (予定)	5年度目標	年度目標
ワーク・ライフ・バランス推進企業、宣言企業の認定企業数	年20社 推進企業 年5社 推進宣言企業 年15社	年20社 推進企業 年5社 推進宣言企業 年15社	20社 推進企業 年5社 推進宣言企業年15社
ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業から推進企業にステップアップした企業	年1社	年1社	1社

事業 33 ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰			
見直し内容			担当課
☆主な指標について、5年度目標を設定します。			男女共同参画課
主な指標	2年度末の現況 (予定)	5年度目標	年度目標
ワーク・ライフ・バランス推進企業から表彰企業になった企業数	年2社	年2社	2社

② 区民一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの推進

事業 36 地域活動への参加の促進	
見直し内容	担当課
☆地域の様々な世代の人に対し、町会・自治会活動について周知し、地域 ※活動への参加を促進します。また、コロナ禍における町会・自治会運営 <u>の支援として、オンラインのコミュニケーションツールを導入するための講座を実施します。(下線部分の追加)</u>	地域コミュニティ課

③ 区職員に対するワーク・ライフ・バランスの推進

事業 39 区職員に対するハラスメント防止体制の強化	
見直し内容	担当課
セクシュアル・ハラスメントに加え、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントやパワー・ハラスメントなど、あらゆる職場のいじめ・いやがらせ行為の防止体制を強化するため、基本方針等を整備します。 <u>パワー・ハラスメントに関する正しい理解を深めるために、各職層における研修実施により庁内への周知を行っています。(下線部分の追加)</u>	人事課

(3) 子育てや介護と仕事を両立できる支援を行います。

① 子育てを行う家庭に対する支援

事業 40 着実な保育所待機児童対策の推進			
見直し内容			担当課
☆主な指標について、5年度目標を設定します。			保育課
主な指標	2年度末の現況 (予定)	5年度目標	年度目標
保育所待機児童数	1人 (令和2年4月時点)	0人	—

事業 41 放課後の居場所の充実

見直し内容			担当課
☆主な指標について、5年度目標を設定します。			子ども家庭支援課
主な指標	2年度末の現況 (予定)	5年度目標	年度目標
調 整 中			

事業 42 子どもから若者までの切れ目のない支援の充実

見直し内容			担当課
主な指標について、5年度目標を設定します。			子ども家庭支援課
主な指標	2年度末の現況 (予定)	5年度目標	年度目標
子ども総合センターにおける義務教育修了後の相談対応件数	105 件	110 件	—

事業 43 地域における子育て支援サービスの推進

見直し内容			担当課
<p>主な指標について、5年度目標を設定します。</p> <p>*小学校低学年のための学習支援登録人数は目標値には達していないもの、必要とする家庭に声掛けをし、支援が着実に実施されている為、指標から削除しました。今後も本事業を続け、学習意欲の向上と児童の自己肯定感の向上に努めます。</p> <p>*利用者支援事業における相談数は、新型コロナウイルス感染症の影響で親と子のひろばの利用について予約制とする等の措置を行っていることから目標を見直しました。</p>			子ども家庭支援課
主な指標	2年度末の現況 (予定)	5年度目標	年度目標
利用者支援事業における相談数	1,270 人/年	1,420 人/年	—
子育て支援講座の実施	5 所	5 所	—
子育て支援講座の受講者の満足度	90%以上	90%以上	—

事業 47 ファミリーサポート事業の推進

見直し内容			担当課
主な指標について、5年度目標を設定します。 ＊ファミリーサポート事業提供会員数（令和元年度末）の現況を踏まえ、 目標を見直しました。			子ども家庭支援課
主な指標	2年度末の現況 （予定）	5年度目標	年度目標
提供会員（両方会員含む）	384人	405人	対前年度比2%増

事業 48 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実（事業名変更）

見直し内容			担当課
調 整 中			健康づくり課
主な指標	2年度末の現況 （予定）	5年度目標	年度目標
調 整 中			

事業 50 在宅子育てサービスの充実

見直し内容			担当課
主な指標について、5年度目標を設定します。 ＊落合三世代交流サロン及びひろばの利用者数は、新型コロナウイルス 感染症の影響で一部利用制限を行っていることから目標を見直しまし た。			子ども家庭支援課
主な指標	2年度末の現況 （予定）	5年度目標	年度目標
落合三世代交流サロンの利用者数	2,060人	2,120人	対前年度比1%増
ひろば利用者	33,100人	34,100人	対前年度比1%増

事業 52 事業者に対する介護支援のための環境整備の促進	
見直し内容	担当課
※ワーク・ライフ・バランスを推進し、仕事と介護等との両立を推進するための啓発セミナーを行います。 <u>開催に当たっては、オンラインを積極的に活用し、区民等が参加しやすい体制を整えます（下線部分の追加）</u>	男女共同参画課

②介護を行う家庭に対する支援

事業 53 介護保険サービスの基盤整備			
見直し内容			担当課
<p>☆要介護状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域に密着した介護サービスを整備します。<u>また、家族の介護負担が軽減されるよう、ショートステイを整備します。</u> <u>在宅生活が困難な方のために、区内に特別養護老人ホームを整備します。</u> （下線部分表現の整理及び記載の追加）</p>			介護保険課
<p>主な指標について、5年度目標を設定するとともに、新たな指標を設定します。</p>			
主な指標	2年度末の現況 (予定)	5年度目標	年度目標
<u>小規模多機能型居宅介護等の登録定員数</u>	8所 210人	9所 239人	—
認知症高齢者グループホームの定員数	12所 207人	14所 252人	—
ショートステイの定員数	11所 120人	12所 132人	—
<u>区内特別養護老人ホームの定員数 (指標の追加)</u>	9所 665人	10所 749人	—

目標3 あらゆる場面における男女共同参画の推進

(1) 働く場における女性の活躍を推進します。

① 女性の就職・再就職・企業等へのチャレンジ支援

事業54 女性の就職・再就職の支援			
見直し内容			担当課
※子育て中の女性などの再就職を支援するため、準備講座を開催します。 <u>開催に当たっては、オンラインを積極的に活用し、区民等が参加しやすい体制を整えます（下線部分の追加）</u>			男女共同参画課
主な指標について、5年度目標を設定します。			
主な指標	2年度末の現況 (予定)	5年度目標	年度目標
育児ママの仕事支援講座満足度	—	80%	対前年度増

(2) 政策・方針決定過程における女性の活躍を推進します。

① 女性の政策・方針決定過程への参画

事業58 区の審議会における女性委員の割合			
見直し内容			担当課
主な指標について、5年度目標を設定します。			男女共同参画課
主な指標	2年度末の現況 (予定)	5年度目標	年度目標
審議会等における女性委員の比率	36.0% ※元年度実績	40%	—

② 区職員における女性活躍の推進

事業 62 スマートワーキングの実現	
見直し内容	担当課
<p>すべての職員がいきいきと活躍できる職場環境実現のため、全庁で取り組む態勢を構築します。区長・副区長・教育長は、職員の先頭に立って仕事と家庭を両立する「スマートワーキング・リーダー」であることを宣言しました。(29(2017)年1月)スマートワーキング通信を発行し、ワークライフ・バランスや女性活躍を啓発・周知します。<u>また、育児・妊娠・介護事情のある職員等を対象とする早出・遅出勤務制度を導入し、安定的に働くことができるように環境整備をしています。(下線部分を修正)</u></p> <p><u>また、取組みを推進するため、全ての職層を対象として「スマートワーキング研修」を行います。(下線部分を追加。No.60の講座実施と統合)</u></p>	<p>人事課 人材育成等担当課</p>

(3) 地域における男女共同参画を推進します。

① 地域活動での男女共同参画の推進

事業 64 女性の視点を取り入れた避難所の運営			
見直し内容			担当課
☆5年度目標及び新たな指標の設定をします。			危機管理課
主な指標	2年度末の現況 (予定)	5年度目標	年度目標
女性をはじめ配慮を要する方の視点でのワークショップの実施	4地区 ※令和元年度実績	10地区	2地区ずつ実施
<u>全地区でのワークショップの実施結果を踏まえた総括的なシンポジウムの開催</u> (指標の設定)	—	1回	—

目標4 人権の尊重と配偶者等からの暴力のない社会の実現

(1) 配偶者等からの暴力の防止に向けた意識啓発と情報提供を行います。

① 配偶者等からの暴力の防止に向けた取組みの推進

事業72 「女性の人権」に関する意識の向上

見直し内容			担当課
※女性の性に関する講座を実施します。開催に当たっては、オンラインを積極的に活用し、区民等が参加しやすい体制を整えます（下線部分の追加）			男女共同参画課
主な指標について、5年度目標を設定します。			
主な指標	2年度末の現況 (予定)	5年度目標	年度目標
講座アンケートにおける満足度	—	80%	対前年度増

事業73 配偶者等からの暴力の防止に関する理解の促進

見直し内容			担当課
◎情報誌や広報紙・ホームページ等により、配偶者等からの暴力に関する正しい知識や理解を促進するための情報発信を行います。			男女共同参画課
※配偶者等からの暴力に関する正しい知識や理解を促進するための講座を開催します。開催に当たっては、オンラインを積極的に活用し、区民等が参加しやすい体制を整えます（下線部分の追加）			
主な指標について、5年度目標を設定します。			
主な指標	2年度末の現況 (予定)	5年度目標	年度目標
DVに関する認識度（区政モニターアンケート）	69.7% ※元年度実績	80%	対前年度増

事業74 若年層に向けたDV防止啓発の実施

見直し内容			担当課
◎若者向けのイベントや区内大学及び専門学校を通じて、デートDV等若年層向けの講座を積極的に周知します。			男女共同参画課
◎中学2年生に配布する男女共同参画啓発誌を通じて、デートDVに関する正しい知識や理解を促進するための意識啓発を行います。			

(2) 被害者の相談体制を充実します。

① 相談支援体制の充実

事業 78-2 DVに関する専門相談の周知（新規）	
見直し内容	担当課
◎情報誌や広報紙・ホームページ等により、区の専門電話のほか、国や都 ※が行っている相談先等も広く周知し、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛、在宅勤務等による被害者の早期発見や支援につなげていきます。	男女共同参画課

事業 79 DVの早期発見・支援のための相談窓口の連携の強化	
見直し内容	担当課
◎児童虐待とDVが相互に重複して発生することを踏まえ、子ども総合センター及び子ども家庭支援センターと連携して対応することで、DV支援と併せて児童虐待の防止を図ります。	関係各課

参考

検討経過

年 月 日		会議名等	内 容
令和2年	1月24日	男女共同参画推進会議	計画の見直しに向けた論点について
	7月9日 ※資料送付日	男女共同参画行政推進連絡 会議・同幹事会（書面開催）	計画の見直しに向けた論点について
	7月16日 ※資料送付日	男女共同参画推進会議 （書面開催）	計画の見直しに向けた論点について
	10月20日 ※資料送付日	男女共同参画行政推進連絡 会議・同幹事会（書面開催）	計画見直し案について
	11月4日	男女共同参画推進会議	計画見直し案について
令和3年	1月14日(予定)	男女共同参画行政推進連絡 会議・同幹事会（書面開催）	計画見直し案について
	1月22日(予定)	男女共同参画推進会議	計画見直し案について

新宿区男女共同参画推進会議委員名簿（第9期）

役職名	組織・団体名	氏名	備考
会長	学識経験者	村田 晶子	早稲田大学文学学術院教授
副会長	学識経験者	井上 匡子	神奈川大学法学部教授
委員	学識経験者	安齋 徹	清泉女子大学文学部地域市民学科教授
	公募区民	柳田 愛美	
	公募区民	小野 栄子	
	公募区民	吉岡 富美子	
	区内事業者	藤沢 薫	
	区内事業者	砂子 弘樹	
	区立小学校校長会	長井 満敏	西新宿小学校長
	区立中学校校長会	東 孝夫	四谷中学校長
	新宿区町会連合会	山田 和男	
	新宿区民生委員・児童委員協議会	久田 光子	
	新宿区青少年育成委員会	太田 幸一	
	新宿区立小学校 PTA 連合会	東 章司	
新宿区内公共施設利用団体	宮崎 冴子		